

ヘルパーステーションさくらんぼ料金表

令和6年6月1日

訪問型サービス料(1割負担の場合)

サービス名称	サービスの内容	利用料
訪問型サービス	週1回程度の訪問	1,176 円/月
	週2回程度の訪問	2,349 円/月
	週3回程度の訪問	3,727 円/月
	身体介護	287 円/回
	生活援助 20 分以上 45 分未満	179 円/回
	生活援助 45 分以上	220 円/回
訪問型独自短時間サービス	身体介護 20 分未満の訪問	163 円/回

加算	内容	金額
同一建物減算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20 人以上にサービスを行う場合Ⅰ、事業所と同一建物の利用者 50 人以上にサービスを行う場合Ⅱ、正当な理由なく事業所と同一の建物に居住する利用者の割合が 100 分の 90 以上の場合Ⅲ	Ⅰ -10%/月
		Ⅱ -15%/月
		Ⅲ -12%/月
初回加算	新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した指定訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら指定訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が指定訪問介護を行う際に同行訪問した場合	200 円/回
生活機能向上連携加算Ⅰ・Ⅱ	指定訪問リハビリテーション事業所又は指定通所リハビリテーション事業所の理学療法士等がリハビリテーションの一環として当該利用者の居宅を訪問する際に、当事業所サービス提供責任者が同行する等により、利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を理学療法士等と連携して作成し、それに基づく訪問介護を行った場合	100 円/月 200 円/月
処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ	基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合、所定単数に各割合を乗じた数を加算	Ⅰ 24.5%/月 Ⅱ 22.4%/月 Ⅲ 18.2%/月 Ⅳ 14.5%/月

※サービスご利用時は負担割合に応じた自己負担額をお支払いいただきます。

その他の料金

- ・交通費については通常の事業の実施地域を越えた所から、片道 1 km ごとに 50 円いただきます。
- ・訪問の際、サービス提供するために使用する電気、ガス、水道等の費用はご利用者の負担とします。